

-
- (1) 当該貸付けの契約（貸付けに係る契約に限る。(2)において同じ。）に係る貸付けの金額
- (2) 当該組合員と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高の合計額
- ロ 次に掲げる金額を合算した額（第二十二号において「組合員合算額」という。）が百万円を超える場合（イに掲げる場合を除く。）
- (1) 当該組合貸付合算額
- (2) 前号の調査により判明した当該組合員に対する当該組合以外の組合及び貸金業者の貸付けの残高の合計額
- 二十一 組合員等と貸付けの契約を締結した場合において、組合員等ごとに、次に掲げる事項を記録し、これを保存するための措置
- イ 契約年月日
- ロ 組合員等から前号に規定する書面又はその写し等の提出又は提供を受けた年月日
- ハ 組合員等の資力に関する調査の結果
- ニ 組合員等の借入れの状況に関する調査の結果
- ホ その他第十九号の規定による調査に使用した書面又はその写し
- 二十二 貸付けの契約を締結しようとする場合において、第十九号の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約（資金需要者である組合員を相手方とする貸付けに係る契約（第十一号イ及びロに掲げる契約（以下この条において「住宅資金貸付契約等」という。）を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該組合員に係る組合員合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該組合員に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額を合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。）を超えることとなるもの（当該組合員の利益の保護に支障を生ずることがない契約を除く。）をいう。）その他組合員等の返済能力を超える貸付けの
-

契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結しないための措置

二十三 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、次に掲げる事項を明示するための措置

イ 貸付けの利率（利息及びみなし利息の総額（一年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を別表中の算式によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を百分率で表示するもの（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合にあつては、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率）をいう。以下同じ。）

ロ 返済の方式

ハ 返済期間及び返済回数

ニ 賠償額の予定に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。）

ホ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

ヘ 主な返済の例

二十四 貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 貸付けの利率

ハ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数

ニ 賠償額の予定に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以

下一位まで表示したものに限り。)

ホ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

二十五 貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明を行わないための措置

二十六 前号に定めるもののほか、貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明を行わないための措置

イ 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を組合

ロ 他の貸付事業を行う組合若しくは貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

ハ 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明

ニ 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明

ホ 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

二十七 資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸付事業の業務を行うための措置

二十八 貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行わないための措置

二十九 貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金

需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないようにするための措置

三十 貸付けの契約を締結しようとする場合（当該契約の相手方となろうとする者が多重債務者等である場合に限る。）には、当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に係る貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を可能な限り整理し、かつ当該契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（以下この条及び第二条の四の二において「アセスメント」という。）を行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置

三十一 貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面（日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したものに限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。）を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 貸付けの金額

ハ 貸付けの利率

ニ 返済の方式

ホ 返済期間及び返済回数

ヘ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

ト 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

チ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容

リ 利息の計算の方法

ヌ 返済の方法及び返済を受ける場所

ル 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
ヲ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができる
ときは、その内容

ワ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
カ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しよ
うとする時点において将来支払う返済金額が定まらないとき
は、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要
な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

三十二 貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場
合には、当該保証契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明ら
かにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保
証人となろうとする者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 保証期間

ハ 保証金額

ニ 保証の範囲に関する事項で次に掲げるもの

(1) 保証契約の種類及び効力

(2) 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額

(3) 保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(4) 貸付けに係る契約の契約年月日

(5) 貸付けに係る契約の貸付けの金額

(6) 貸付けに係る契約の貸付けの利率

(7) 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

(8) 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数

(9) 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるとき
は、その内容

(10) 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関す
る事項

(11) 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
(12) 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済

金額

(13) 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

(14) 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

(15) 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）

(16) ロに掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

ホ 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨

ヘ 保証契約に基づく債務の弁済の方式

ト 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

チ 主たる債務者及び保証人の氏名及び住所

リ 貸付けの契約に関し組合が受け取る書面の内容

ヌ 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項

ル 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所

ヲ 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

ワ 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

カ 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日

ヨ 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨

三十三 貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律

第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付するための措置

イ 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に組合に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

ロ 組合に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨

ハ 死亡以外の保険金の支払事由

ニ 保険金が支払われない事由

ホ 組合に支払われる保険金額に関する事項

ヘ 保障が継続する期間に関する事項

三十四 貸付けに係る契約を締結した場合において、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 契約年月日

ハ 貸付けの金額

ニ 貸付けの利率

ホ 返済の方式

ヘ 返済期間及び返済回数

ト 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

チ 契約の相手方の氏名及び住所

リ 貸付けに関し組合が受け取る書面の内容

ヌ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ル 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容

ヲ 利息の計算の方法

ワ 返済の方法及び返済を受ける場所

カ 各回の返済期日及び返済金額

ヨ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができる

ときは、その内容

タ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
レ 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

ソ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の氏名及び住所

ツ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項

ネ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

三十五 前号に定める書面に記載した事項のうち、重要なものとして次に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面をその相手方に交付するための措置

イ 前号ニ、ト、ヌ、ヲ、ヨ又はタに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げの場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 前号ホ、ワ、カ、レ又はソ（ソにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

三十六 貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、遅滞なく、当該保証契約の内容を明らかにする事項で次に掲げる事項について記載した書面を当該保証契約の保証人に交付するための措置

イ 第三十二号イからヨまでに掲げる事項

ロ 保証契約の契約年月日

三十七 前号に定める書面に記載した事項のうち、重要なものとし

て次に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面を当該保証契約の保証人に交付するための措置

イ 第三十二号ロ、ハ、ニ(3)、ニ(4)、ホ、ト、ヌ、フ又はヨに掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 第三十二号へ、ル又はワ（ワにあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

三十八 貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、第三十四号イからネまでに掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に対して、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結するごとに交付するための措置

三十九 前号に定める書面に記載した事項のうち、第三十五号に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面をこれらの保証契約の保証人に交付するための措置

四十 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合（預金又は貯金の口座に対する払込みにより弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限る。）に、その都度、直ちに、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 契約年月日

ハ 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次号及び第四十八号において同じ。）

ニ 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

ホ 受領年月日

ヘ 弁済を受けた旨を示す文字

ト 債務者の氏名。ただし、弁済を受けた債権に係る貸付けの契

約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。

チ 債務者（貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の氏名

リ 当該弁済後の残存債務の額

四十一 事業所等ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他次に掲げる事項を記載し、これを保存するための措置

イ 第三十四号ニから又まで、ヲ及びカに掲げる事項

ロ 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、第三十六号に掲げる事項（第三十二号ルに掲げる事項を除く。）

ハ 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る前号ニ、ホ及びリに掲げる事項
ニ 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額

ホ 貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額

ヘ 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録

四十二 次に掲げる者が、組合に対し、前号の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求した場合において、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒まな
いたための措置

イ 債務者等又は債務者等であつた者

ロ 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

ハ 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
ニ イからハまでに掲げる者から当該請求について代理権を付与された者

四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条及び第二条の四の二において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得しないようするための措置

四十四 貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしないための措置

四十五 貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置

イ 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

ロ 特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨

四十六 貸付けの契約について、公的給付（法令（条例を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが

できないこととされているものをいう。以下この号において同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この号において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしないための措置

イ 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

ロ 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

四十七 貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしないための措置

イ 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯(午後九時から午前八時までの間とする。)に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

ロ 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、イに規定する時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

ハ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装

置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

二 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

ホ はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

ヘ 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

ト 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

チ 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせるところその他の債権の回収に協力することを拒否している場合において、更に債権の回収に協力することを要求すること。

リ 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

又 債務者等に対し、イからリ（へを除く。）までのいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

四十八 債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代

わる電磁的記録を送付する場合には、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかでない電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）に電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行い、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録するための措置

イ 組合の名称及び住所並びに電話番号

ロ 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

ハ 契約年月日

ニ 貸付けの金額

ホ 貸付けの利率

ヘ 支払の催告に係る債権の弁済期

ト 支払を催告する金額

チ 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額

リ 支払を催告する金額の内訳（元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。）

ヌ 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

四十九 前号に定めるもののほか、貸付けの契約に基づく債権の回収を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、次に掲げる事項を、書面を交付又は送付する方法（イ及びロに掲げる事項にあつては、第七号に規定する証明書の提示による方法も含む。）により、その相手方に明らかにするための措置

イ 組合の名称

ロ 債権の回収を行う者の氏名

ハ 債権の回収を行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

ニ 回収する債権に係る第三十四号ロからネまでに掲げる事項

ホ 債務者等から債権を回収しようとするときは、前号へからリ

までに掲げる事項

へ 保証人から債権を回収しようとするときは、第三十六号に掲げる事項

五十 債務者等以外の者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を受けないための措置

五十一 次に掲げる場合を除き、貸付けの契約に基づく債権を他者に譲渡しないための措置

イ 組合についての破産手続開始の決定がなされた場合

ロ 組合の業務又は財産の状況に照らして貸付事業の継続が困難となる蓋然性がある場合

五十二 貸付けの契約に基づく債権の譲渡（前号イ又はロに掲げる場合に限る。）又は債権の回収の委託（以下この号において「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次のいずれかに該当する者（以下この号において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後債権回収制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等を行わないための措置

イ 暴力団員等

ロ 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

ハ 貸付けの契約に基づく債権の回収を行うに当たり、第四十七号の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴行等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯すおそれが明らかである者

五十三 貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還するための措置

五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式に定める標識を明示するための措置

五十五 その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）

五十六 その他貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける資金需要者等の利益の保護を図るための措置

五十七 前各号に掲げる措置を、当該措置に関する内部規則等（内部規則（貸付事業を行う組合又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であつて貸付事業を行う組合が作成するものをいう。）その他これに準ずるものをいう。以下この条、第二条の四の二及び第五条の二において同じ。）に定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等及び法第二十六条の四に規定する規約に基づいて業務が適正に運営されるための十分な体制を整備するための措置

2 前項第七号に規定する「証明書」は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一 組合の貸付事業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

イ 組合の名称及び住所

ロ 従業者の氏名

ハ 証明書の番号

二 組合の委託により貸付事業の業務に従事する場合（組合の委任を受けて貸付事業を代理する場合を含む。）

イ 貸付事業の業務を委託した組合の名称及び住所

ロ 当該組合から貸付事業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所

ハ 当該組合が貸付事業の業務を委託した旨

ニ 従業者の氏名

ホ 証明書の番号

3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手續の費用その他公の機関が行う手續に關してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内のものに限る。）

イ 一万円以下の額 百五十円

ロ 一万円を超える額 二百十円

4 前項に規定する「債務者の要請により債権者が行う事務の費用」は、次に掲げる費用（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

二 法令の規定により金銭の貸付けに關して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手續に要する費用

5 第一項第二十号に規定する「当該組合員の収入又は収益その他の

資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」は、次に掲げる書面（第三号及び第九号に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、組合員の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該組合員の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

一 源泉徴収票

二 支払調書

三 給与の支払明細書（直近の二月分以上のものに限る。）

四 確定申告書

五 青色申告決算書

六 収支内訳書

七 納税通知書

八 所得証明書

九 年金証書

十 年金通知書

6 前項ただし書の規定にかかわらず、当該組合員が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一 変更後の勤務先が確認されていること。

二 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

7 第一項第二十二号に規定する「組合員の利益の保護に支障を生ずることがない契約」は、次に掲げる契約とする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時に

おける当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

二 不動産（借地権を含み、組合員若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該組合員若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時におけるその不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

三 売却を予定している組合員の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却した後当該組合員の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

四 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を組合員が取得し、又は当該自動車譲渡により担保の目的となつていものであるものであつて、組合員の返済能力を超えないと認められるもの

五 債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該債務に係る一月の